

議員案第37号

司法軽視の生活保護費再減額方針の撤回を強く求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和7年12月12日提出

小金井市議会議員

ながとり 太郎

安 田 けいこ

坂 井 えつ子

村上 ようすけ

片 山 かおる

森 戸 よう子

## 司法軽視の生活保護費再減額方針の撤回を強く求める意見書

厚生労働省が11月21日に公表した最高裁判決への対応策は、原告を含む全ての生活保護利用世帯に対し、判決で違法とされなかつた「ゆがみ調整（2分の1処理）」を再実施する上、違法とされた「デフレ調整（-4.78%）」に代え、低所得者（下位10%）の消費実態との比較による新たな「高さ（水準）調整（-2.49%）」を行う一方、原告については「特別給付金」として減額分を追加給付するというものである。

このような対応策は、専門委員会報告書が示した選択肢の中で最も低い水準での対応であり、新たな減額改定は、最高裁判所による勝訴判決の効力を否定するものである。原告等に「特別給付金」として減額分を追加給付したとしても、専門委員会において法学系委員が指摘したとおり、紛争の一回的解決の要請を真っ向から「蒸し返す」ものであり、原告以外との関係にも問題が生じる。

また、再減額改定を行うことは、少なくとも、減額処分の取消しによって改定前基準による保護費の給付請求権が生じている原告との関係では、これを違法に不利益変更するものであり、許されない。

専門的知見を無視した政治的判断で、史上最大の生活保護基準引下げを行った厚生労働省は、最高裁判所によってその判断は違法とされたにも関わらず、現在行われている対応は司法軽視と言わざるを得ない。そして、高齢者世帯と重度の障害・傷病者世帯が8割を占め、弱い立場に置かれた生活保護利用世帯の人権を再び踏みにじることは断じて容認できない。

高市総理大臣と上野厚生労働大臣は、最高裁判決で違法判断を受けたことについて「お詫び」の意思を表明しているが、このような対応策を強行すれば、「お詫び」は表面的なものだったことになる。

よって、小金井市議会は、政府に対し、このような方針を速やかに撤回し、生活保護利用世帯に対する真の謝罪と、2018年以降の基準への影響を含めた被害の完全回復による早期全面解決を改めて強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年 月 日

小金井市議会議長 斎藤康夫

内閣総理大臣様

総務大臣様

財務大臣様

厚生労働大臣様

議員案第38号

新潟県柏崎刈羽原子力発電所再稼働に反対する意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和7年12月12日提出

小金井市議会議員

ながとり 太郎

安 田 けいこ

坂 井 えつ子

村上 ようすけ

片 山 かおる

森 戸 よう子

## 新潟県柏崎刈羽原子力発電所再稼働に反対する意見書

柏崎刈羽原子力発電所の再稼働について、新潟県が実施した県民アンケートで、「再稼働の条件は整っているか」との設問に対し県民の6割が「そうは思わない」「どちらかといえばそうは思わない」と回答した。市民団体が実施した調査でも、県民の約6割が再稼働に反対の意を示している。

核防護上の不祥事による運転停止が解けてからもトラブルが絶えず、2025年8月には、再稼働予定の6号機で制御棒1本が引き抜けないトラブルが発生し、原因は未解明のままである。

避難計画の実効性も確認されず、集落が孤立し、避難も屋内退避もできない状況が生じるといった能登半島地震の教訓は反映されていない。即時避難が必要な5km圏内でも、大雪後の除雪が遅れる等で避難できない場合は自宅等への屋内退避となり、大量の放射線の被ばくは避けられず、5km圏外の場合でも屋内退避の継続が優先され、避難できない計画になっている。そして、日本海特有の季節風により、広範囲に放射性物質が拡散するおそれは否定できない。

また、柏崎刈羽原子力発電所は複雑な地層構造を持つ砂丘地帯に位置しており、日本海側の海域活断層の長期評価に関する審査は継続中である。2007年の新潟県中越沖地震(M6.8)では設計の想定を超える揺れに襲われたが、再び想定外の地震に襲われる懸念は拭えない。

そもそも、福島第一原子力発電所事故は全く収束しておらず、現在も緊急事態宣言が発令中である。高線量の放射能汚染が収束作業を困難にし、過酷な被ばく労働を作業員に強いている。一日に90トンが建屋に流れ込む地下水は放射能汚染水を更に生み出している。燃料デブリは、おびただしい高線量で人間が近付けず、その取り出しや廃炉の見通しも立てられていない。子どもたちの甲状腺がんは、通常ならば100万人に1人か2人の発症に対して、福島県では事故後、400人を超えて発症している。

東京電力は福島第一原子力発電所事故の収束すらできず、被害者が納得のいく賠償もできていない。多くの被害者と甚大な被害を生んだ東京電力が、再び原発を運転することは極めて慎重であるべきである。

再稼働された柏崎刈羽原子力発電所で万が一事故が起きれば、東に隣接する福島県は偏西風によって放射性物質が運ばれ、再び被曝地となる恐れがある。福島第一原子力発電所事故がそうであったように、原発事故の影響は全国に及ぶ。

よって、小金井市議会は、政府及び新潟県に対し、柏崎刈羽原子力発電所を再稼働しないこと及び再稼働に同意しないことを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年 月 日

小金井市議会議長 斎藤 康夫

内閣総理大臣様

経済産業大臣様

内閣府特命担当大臣(原子力防災担当)様

新潟県知事様

議員案第39号

非核三原則を堅持することを求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和7年12月15日提出

小金井市議会議員

安田 けいこ

坂井 えつ子

小林 正樹

村上 ようすけ

た ゆ 久 貴

片山 かおる

## 非核三原則を堅持することを求める意見書

高市内閣は、国家安全保障戦略など安全保障3文書の改定に向け、非核三原則の見直しを検討しようとしている。高市首相は、今国会の所信表明演説で、安全保障3文書を来年中に改定する方針を示した。2025年11月11日の衆議院予算委員会では、安全保障3文書改定の際、非核三原則堅持の文言を維持するかとの質問に、堅持することを表明せず明言を避けた。

非核三原則は、核兵器を「持たず、作らず、持ち込ませず」とした日本の国是である。これを変更することは、核兵器廃絶を目指す国際的な取組に逆行するとともに、唯一の戦争被爆国としてあってはならない行為である。ノーベル平和賞を受賞した日本原水爆被害者団体協議会が抗議声明を発表するなど、見直しに反対する声が上がっている。

非核三原則は、1967年に佐藤栄作首相が国会で表明し、その後、度重なる国会決議で「国是として確立されている」と確認されてきた。現行の国家安全保障戦略も「非核三原則を堅持するとの基本方針は今後も変わらない」としている。

非核三原則見直しの動きに対し、長崎県知事は、「被爆県として到底受け入れられない」と述べ、広島県知事も「三原則は絶対に守るべきものだ」と語り、非核三原則の堅持を求めている。

国会決議によって国是と宣言された非核三原則は、国際公約でもある。一内閣の判断で変更するなど許されることではない。

小金井市議会は、小金井市非核平和都市宣言において「非核三原則の完全実施をねがいあらゆる国のあらゆる核兵器に反対し、その全面廃絶と軍備縮小を求め、あわせて国際連帯のもとに、核兵器廃絶の世論を喚起するため、ここに非核平和都市となること」としている。

よって、小金井市議会は、政府に対し、非核三原則の見直しは行わず、堅持することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年 月 日

小金井市議会議長 斎藤 康夫

内閣総理大臣様

外務大臣様

議員案第41号

巨大災害発生に対する対応体制整備を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和7年12月15日提出

小金井市議会議員

中井れい子

清水学

河野麻美

沖浦あつし

## 巨大災害発生に対する対応体制整備を求める意見書

近年、我が国では地震・台風・豪雨など自然災害が頻発しており、国民の生命、生活及び経済活動に甚大な被害をもたらしている。特に、今後発生が懸念される南海トラフ地震や首都直下地震、さらには富士山噴火等の巨大災害は、我が国全体に極めて深刻な影響を及ぼすことが想定されている。

このような状況を踏まえ、政府は「防災庁」の設置を決定し、災害に強い国づくりを目指して体制整備を進めているが、実際の災害対応においては、地方自治体、地域住民、民間団体及びボランティア組織などとの連携強化が不可欠である。

よって、小金井市議会は、政府に対し、国民の命と暮らしを守るために、災害に強い国づくりの実現に向けて、以下の措置を速やかに行うよう、強く求めるものである。

- 1 南海トラフ地震や首都直下地震等の発生に備え、発災時における国の支援体制を一層強化し、被災地への人員、物資及び情報支援が円滑かつ迅速に行われる仕組みを確立すること。
- 2 各地方自治体と連携し、災害時の情報共有体制、避難計画、医療、福祉及びインフラ維持などの分野での協働体制を、平時から確實に整備・確認すること。
- 3 新設される「防災庁」においては、中央政府、地方自治体及び各種支援団体との緊密な連携を図り、災害対応の一元化及び迅速化を実現するための機能を強化すること。
- 4 国の防災施策や制度変更については、地方自治体に対して十分な説明責任を果たし、人的・財政的支援を適切に講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年 月 日

小金井市議会議長 斎藤 康夫

内閣総理大臣様  
総務大臣様  
財務大臣様  
国土交通大臣様  
防災庁設置準備担当大臣様  
内閣府特命担当大臣(防災)様

議員案第42号

重点支援地方交付金の拡充と地方自治体への迅速かつ丁寧な支援を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和7年12月15日提出

小金井市議会議員

中井れい子

清水学

沖浦あつし

## 重点支援地方交付金の拡充と地方自治体への迅速かつ丁寧な支援を求める意見書

国においては、地域の実情に応じた政策展開を支援するため、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（以下、「重点支援地方交付金」という。）を創設し、毎年度の社会経済情勢を踏まえたテーマ設定の下、地方自治体の取組を後押ししている。直近では、物価高騰対策、賃上げ促進、人口減少対策などが柱とされ、特に令和6年度の配分においては、地域の中小企業や医療、介護、保育施設等への物価高騰対策支援が中心的に実施されたところである。

こうした交付金は、単なる財政措置にとどまらず、国の政策目標を地方の現場に実装する「実行プログラム」としての役割を果たしており、国は地方自治体の創意工夫をいかしつつ、地域経済の持続的発展に寄与している。

しかしながら、物価高騰や人手不足が長期化する中で、地方自治体は事業費の増大や人材確保の難しさといった課題に直面しており、重点支援地方交付金の規模・内容共に更なる充実が求められている。重点支援地方交付金の効果的な運用は、地域経済の底上げや住民生活の安定に直結するものであり、国及び地方が一体となって取り組むことが不可欠である。

よって、小金井市議会は、政府に対し、地方の現場に寄り添った柔軟かつ持続的な支援策を講じられるよう、以下の事項を強く求めるものである。

- 1 重点支援地方交付金の拡充を図り、地方が自立的に課題解決に取り組める環境を整えること。
- 2 重点支援地方交付金を含む地方財源を、迅速かつ確実に配分すること。
- 3 地方自治体に対して、交付金制度の趣旨、要件等について丁寧な説明を行うとともに、実施段階での技術的及び財政的支援を適切に講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年 月 日

小金井市議会議長 斎藤 康夫

内閣総理大臣様  
総務大臣様  
財務大臣様  
内閣府特命担当大臣（地方創生）様

議員案第43号

中小企業への賃上げ支援を速やかに行うことを求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和7年12月16日提出

小金井市議会議員

水上 洋志

片山 かおる

## 中小企業への賃上げ支援を速やかに行うことを求める意見書

東京都は、中小企業への賃上げ支援として「魅力ある職場づくり推進奨励金」を行っているが、その中の賃上げを含むメニューに応募しても、支給まで1年7か月も掛かる事態となっている。4週間ほどで支給される岩手県や徳島県の賃上げ支援制度と比べると19倍もの長さである。

支援を受けるには、まず、抽選によって当選しなければならず、さらに当選後、煩雑な8つのステップの手続きを経て、初めて支給審査となる。2024年度の同事業への応募は4,000件を超えており、予算額23億円の執行率としては100%であるが、年度中に受け付けた事業者への支援実績は「ゼロ件」であった。

物価高騰で苦しむ中小企業にとって、応募から支給まであまりにも長く掛かり過ぎている。東京都知事が掲げる「スピード感」とは、全くかけ離れていると言わざるを得ない。賃上げと職場環境改善などを目的及び条件とする現行制度とは別に、賃上げのみを条件とするシンプルな中小企業への支援に、速やかに踏み出すことが重要である。

よって、小金井市議会は、東京都に対し、賃上げのみを条件とするシンプルな中小企業への支援を速やかに行うこと強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年 月 日

小金井市議会議長 斎藤 康夫

東京都知事様

議員案第44号

労働基準法の最低基準の緩和をやめ、働きやすい労働環境を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和7年12月16日提出

小金井市議会議員

安田けいこ

水上洋志

片山かおる

## 労働基準法の最低基準の緩和をやめ、働きやすい労働環境を求める意見書

現在、様々な産業で人手不足による、長時間労働が蔓延していることに加え、低賃金という労働環境は、労働者を疲弊させている。また、時間外労働は労使の協定（36協定）を締結することが原則であるが、協定がない職場や守られていない職場も多く、現時点においても違法な長時間労働が蔓延している。とりわけ、裁量労働制は労働時間の管理がされず、長時間労働が問題となっている。過労死及び過労自死は減つておらず、労働時間短縮など労働条件の改善とともに、法的にも労働時間に関する規制強化が求められている。

そのような中、高市首相は働きたい人がもっと働けるようにするなどとして、現行の労働時間規制緩和の検討を厚生労働大臣などに指示した。指示書には「心身の健康維持と従業者の選択を前提」としつつ「働き方改革を推進するとともに、多様な働き方を踏まえたルール整備を図ることで、安心して働くことができる環境を整備する」と明示した。

しかし、月80時間の残業規制を超えて働きたいという労働者は0.1%しかいない。法律で労働時間を規制するのは、そもそも労使間の関係が対等ではないからである。「法定基準を上回る働きかせ方」が「本人の選択が前提」として職場に持ち込めるようになれば、1日8時間という原則も無視され、時間外及び休日労働を規制する上限時間などは事実上無くなる。それはワークライフバランスが成り立たなくなり、ジェンダー平等の社会の実現をより遠ざけることになる。過労死及び過労自死が増え続けている中、誰もが安心して働き続けられる社会の実現が求められている。

よって、小金井市議会は、政府に対し、労働基準法の最低基準の緩和をやめ、労働時間規制を強化することなど、働きやすい労働環境の実現を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年 月 日

小金井市議会議長 斎藤康夫

内閣総理大臣 様  
内閣官房長官 様  
厚生労働大臣 様

議員案第45号

適格請求書等保存方式の「2割特例」、「8割控除」を2026年9月  
以降も継続することを求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和7年12月19日提出

小金井市議会議員

天野かな  
ながとり太郎  
小林正樹  
藤川賢治  
たゆ久貴

適格請求書等保存方式の「2割特例」、「8割控除」を2026年9月  
以降も継続することを求める意見書

消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式（インボイス制度）実施後、消費税免税事業者への新たな税負担や過酷な実務負担が押し付けられている。取引先からインボイス取得を要請され、断れば取引が打ち切られる事例も出ている。やむなくインボイス登録した小規模事業者でも、負担の重さに事業継続を断念してしまう事業者は少なくない。

現在、インボイス登録により消費税課税事業者となった小規模受注事業者は、売上にかかる消費税額から8割を差し引いて納付税額を計算する、いわゆる「2割特例」が適用でき、また、発注事業者は免税事業者からの仕入れにかかる消費税相当額の8割を仕入税額とみなして控除できる、いわゆる「8割控除」が経過措置として実施されており、中小零細事業者の経営が維持できている実態がある。

しかし、国は2026年9月末をもって「2割特例」を廃止、「8割控除」を「5割」に縮小する予定である。せめて直前に迫った「2割特例」と「8割控除」の廃止・縮小を取りやめ、建設業における中小零細事業者の経営確保こそが喫緊の課題と考える。

よって、小金井市議会は、政府に対し、適格請求書等保存方式の「2割特例」、「8割控除」を2026年9月以降も継続することを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年 月 日

小金井市議会議長 斎藤 康夫

内閣総理大臣様

総務大臣様

財務大臣様

経済産業大臣様